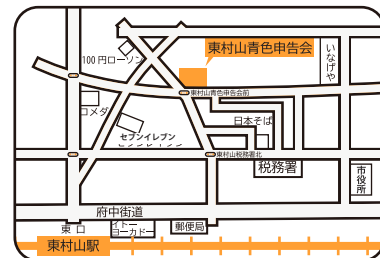


2026 256号
(10月号)

一般社団法人

東村山青色申告会

題字 今井 富士子



〒189-0014 東京都東村山市本町 3-8-16
TEL 042-394-4523 (代)
FAX 042-394-9240



左のQRから
お持ちのスマホに
当会の電話番号の
ご登録を!!

決算サポート・完全予約制導入のお知らせ

令和8年分の**決算サポート（令和9年1月23日～）**より、
面談を完全予約制とさせていただきます。

これまで、予約なしで来局された方も、混雑状況に応じてご案内しておりましたが、近年はご予約の方をお待たせすることが増えております。皆さまに円滑にご相談いただけるよう、今年度より運用を変更いたします。ご予約なしで来局された場合は、当日の空いている予約枠をご案内いたします。当日に空きがない場合は、恐れ入りますが、その場で別日のご予約をお取りいただき、ご予約の日時に改めてお越しくださいますようお願いいたします。決算サポートのご予約は、アプリまたはお電話で承っております。**ご希望の日時にご相談いただけるよう、事前のご予約をお願いいたします。**

※開館前にお並びいただいた場合も、ご案内は予約時間に沿って行います。何とぞご了承ください。

※例年、最終3日間に設けていた「先着順・予約なし」の日程についても、今年度からは完全予約制となります。



記帳点検や相談は今すぐ予約しましょう。

余裕あり

10月～11月



- **まだ手を付けていない方**
→早めに事務局へ相談して遅れを取り戻しましょう!
- **10万円以上**の事業用資産を購入した方
→固定資産の登録と減価償却の準備をしましょう。

POINT

控除関係の書類が届き始めます。
紛失しないよう**保管**しましょう。

混雑

12月



- **会計ソフトを利用の方**
→減価償却や家事按分などの決算処理を行いましょう。
- **手書き帳簿の方**
→「月別集計表」に各科目の小計・合計を計算し記入しましょう。

※「月別集計表」は11、12月合併号に同封予定です。

大混雑

翌年1月

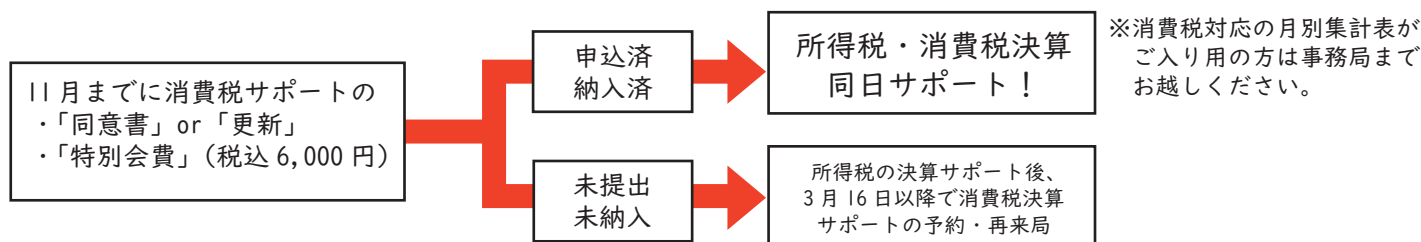


- 前年度の申告書類を参考に、記帳に不備がないか**最終確認**を行いましょう。
- **「決算を事務局で行う予定の方へ」**の用紙に必要事項を記入し、ご郵送ください。

※「決算を事務局で行う予定の方へ」は新年号に同封予定です。

消費税申告がある方はサポートを受けるには事前の手続きが必要です!

当会の「消費税サポート」を受けるためには、「**サポート申込兼同意書**」と「**特別会費の納入**」が必要になります。インボイスの登録申請等により**令和8年から新たに消費税の課税事業者となる方**で、まだ消費税サポートの申込・特別会費の納入がお済でない方は、**年末までに事務局にご来局いただき手続きをお願いいたします。**申告期にお申込みの場合は、**3月16日以降**で消費税決算サポートの予約をしていただくことになります。円滑に確定申告時期を運営するためにも、皆様のご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。



青色申告特別控除の要件が令和9年から大幅に変わります。 **詳細は4～5頁へ!!**

お知らせ

- ▶ 前回号でご案内通り、今年度分の会計ソフトの新規貸出は9月30日で終了いたしました。
- ▶ 令和9年1月23日からは決算申告サポート期間です。完全予約制の為、当該期間の記帳指導は出来かねます。

今月の紙面

- 2頁…新税務署長着任のご挨拶 3頁…税務署職員ご紹介
- 4頁…青色申告特別控除について「Let's Try! 青色申告」をご利用の方へ
- 5頁…青色申告特別控除について・労働保険
- 6頁…活動報告 7頁…相談会の日程 8頁…指導会の日程・クイズ

着任のごあいさつ

東 村 山 税 務 署

署 長 まつお なおみ 松尾 尚美



一般社団法人東村山青色申告会の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素から税務行政全般にわたり、深いご理解と格別のご協力を賜っておりますことに、心から感謝申し上げます。

この度の人事異動により、東村山税務署長を拝命し、税務大学校総合教育部から着任いたしました松尾と申します。前任の石亀同様、ご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

貴会におかれましては、青色申告制度の普及、誠実な記帳と適正な申告の推進に向け、大和田会長を中心に役員・会員並びに事務局の皆様方が一丸となってお尽力されております。記帳・決算指導や各種講習会の開催に加え、小学校における租税教育・市民まつりにおける税の啓発活動など、地域に根差した幅広い事業活動を積極的に展開しておられることに対し、深甚なる敬意を表する次第であります。また、令和7年分確定申告期におきましては、1月13日から連日にわたり「青色コーナー」において、青色申告の勧奨や記帳方法に関する助言等に従事されるとともに、2月初旬に実施した「税理士による無料申告相談」では、受付・案内業務をはじめとする円滑な運営に多大なるご協力を賜ったと同っております。貴会の皆様によるこうした献身的な活動と税務行政への多大なるご貢献に対し、深く敬意を表しますとともに、改めて厚く御礼申し上げます。

さて、国税当局におきましては、納税者の利便性向上と税務行政の一層の効率化を図るとともに、社会全体のデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に貢献するとの観点から、事業者のデジタル化の推進に積極的に取り組んでいるところであります。

貴会の皆様におかれましては、外部委託記帳指導につきまして、昨年に引き続きオンライン方式による記帳指導に取り組んでいただき、心から感謝申し上げます。また、e-Taxの利用促進をはじめ、年末調整手続の電子化、キャッシュレス納付の推進、更には会計・税務業務全般のデジタル化など、多様な側面から事業者のデジタル化の推進が求められております。つきましては、これら取組の趣旨・重要性につきまして、引き続き会員の皆様への周知及び利用勧奨にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、令和8年の税制改正においては、令和9年分以後の所得税について適用される「青色申告特別控除」の見直しが行われました。複式簿記による記帳を行い、一定の要件を満たした電子帳簿等を保存し申告される場合には、最高75万円の青色申告特別控除の適用が可能になります。今回の改正を受けて、適正な記帳慣行の一層の定着を図るとともに、併せて会計ソフトの活用などを通じたデジタル化を更に推進していくことが重要であります。その実現のためには、貴会の皆様による引き続きのご支援とご協力が不可欠であり、その果たされる役割は益々重要になるものと考えております。

今後とも、税務行政への一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人東村山青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念申し上げ、着任のごあいさつとさせていただきます。

税務署職員のご紹介（個人課税部門）（敬称略）

副署長
滑川 輝隆個人 第1統括官
牛島 丈晴個人 第2統括官
江口 克介個人 第3統括官
加賀山 仁美個人 第4統括官
宮崎 いずみ個人 第5統括官
樋口 彰人個人 第6統括官
小林 秀夫連絡調整官
川原場 圭祐記帳指導推進官
小林 慎吾1年間よろしく
お願いします

東村山税務署からのお知らせ

税務署にお越しの方へ

総合窓口の受付時間のお知らせ

令和8年10月1日から

月曜日から金曜日（開庁日）

【原則】9:00～15:00

（上記時間内の来署に御協力をお願いいたします）

国税庁では、納税者利便の向上等の観点から e-Tax やキャッシュレス納付等によるオンライン手続を提供するなど、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のDX）を進めているところです。

こうした各種オンライン手続の拡充に鑑み、令和8年10月1日以降、全ての税務署で総合窓口における受付時間を原則として午前9時から午後3時とすることとしましたので、御理解・御協力をお願いいたします。

- ※ 総合窓口の受付時間外であっても、開庁時間内（午前8時30分から午後5時）に来署された場合には、対応しておりますが、可能な限り受付時間内の来署をお願いします。
- ※ 税務署に電話で連絡される場合も、お急ぎの場合を除いて受付時間内のご連絡をお願いいたします。
- ※ 総合窓口では申告・申請書等の受理、用紙の交付、納税、納税証明書の交付などを行っております。

用紙コーナーの取りやめ

オンライン手続の更なる推進の観点から、年末調整時期や確定申告時期等を含め、税務署の窓口付近に設置している「用紙コーナー」の設置を取りやめることとしました。

総合窓口にご請求いただくことで、これまでどおり必要な用紙は交付いたしますが、一般社団法人東村山青色申告会の皆様におかれましては、オンライン手続を積極的に行っていただくほか、必要な用紙の取得につきましては国税庁ホームページやコンビニエンスストアのマルチコピー機を御利用いただきますようお願い申し上げます。



国税庁

法人番号 7000012050002

青色申告特別控除が改正されます！

令和9年分より青色申告特別控除の要件が下記のように改正されます。

青色申告特別控除 改正前→改正後（令和9年分以後）			
複式簿記	①「e-Tax」で期限内に確定申告 65万円→65万円	①「e-Tax」で期限内に確定申告 + ② 優良な電子帳簿に対応 65万円→75万円	左記以外（書面での確定申告） 65万円→10万円
簡易簿記	前々年の事業所得または不動産所得に係る 収入金額 1,000万円超 10万円→0円		左記以外 10万円→10万円

令和9年分確定申告で75万円控除を受けるためには

「優良な電子帳簿」※は、会計期間の初日（1月1日）から要件を満たして帳簿付けされている必要があります。

※ 「優良な電子帳簿」の要件（一部）

- ・自宅や事務所などの帳簿の保存場所に、パソコン・ディスプレイ・プリンタ等を備え、帳簿の内容をすぐに画面表示・印刷できること
- ・税務調査などの際に、税務職員から求められた帳簿データを提出できること
- ・帳簿への入力日時が自動的に記録され、訂正・削除を行った場合も、その日時や変更内容が履歴として保存され、後から確認できること

→入力日時が記録されるため、取引から記帳までの期間も確認できます。国税庁では、**最長2か月までの**業務処理サイクルを「通常の期間」として取り扱っています。記帳をため込まず、定期的に行いましょう。

令和9年分から75万円控除を適用するには、以下のスケジュール表を確認ください。

2026年（令和8年）

12月31日まで

●
【準備】

優良な電子帳簿の要件を満たす会計ソフトを導入

★東村山会推奨ソフト

ジョブカン青色申告オンライン
利用料 年額 8,800円（税込）
（会員価格・初年度無料）

市販の会計ソフトについては「優良な電子帳簿」対応かご確認ください。JiIMA認証のソフトが確実です。

2027年（令和9年）

1月1日から12月31日まで

●
【記帳】

期首から年末まで複式簿記で優良な電子帳簿で継続的に帳簿付け

★期中（年の途中）から電子帳簿保存に設定をしても、要件を満たさない（期首時点での状態で対象年の要件を判定）

★会計期間終了後（12月31日以降）にまとめて記帳では要件を満たせない（備付期間中にディスプレイ等に帳簿を出力できない状態は要件を満たしていないとみなされる）

2028年（令和10年）

3月15日まで

●
【申告】

令和9年分確定申告をe-Taxで期限内申告（3/15まで）

および

「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る65万円の青色申告特別控除・過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」（次ページ）を法定期限内（3/15）までに提出

「Let's Try！青色申告」をご利用の方へ

「Let's Try！青色申告」は「優良な電子帳簿」に対応していません。

そのため **65万円控除…可** **75万円控除…不可**となります。

75万円控除を目指す場合は、「優良な電子帳簿」対応のソフトへの切り替えをご検討ください。事務局でもご相談を承っております。

「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る65万円の青色申告特別控除・過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」

様式ID		NTA1K0Z880010020				★	
国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る65万円の青色申告特別控除・過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書							
年 月 日 提出				元号 年 月 日			
提出先	F01	東村山	税務署長	生年月日	K01		
フリガナ	F03			職業	K02		
氏名	F04			フリガナ(屋号)	K03		
納税地の区分	K05	← 以下の該当番号を記載してください。 5. 住所地 6. 居所地 7. 事業所等		屋号	K04		
納税地	郵便番号(納税地)	F05	—	電話番号(納税地)	F07	—	—
	納税地	F06					
納税地以外の 住所地等 (納税地以外に住所地・ 事業所等がある場合は記載します)	郵便番号	P01	—	電話番号	T01	—	—
	住所地等	E01					
1 届出の区分	G01	← 適用を受けたい内容に応じて、以下のいずれかの番号を記載してください。					
1		所得税の国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る65万円の青色申告特別控除(※)の適用を受けたいので、規則第5条第1項の規定により届け出ます。 (※) 65万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、仕訳帳及び総勘定元帳について、規則第5条第5項に規定する要件に従って保存する必要があります。					
2		国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る65万円の青色申告特別控除及び過少申告加算税の特例(※)の適用を受けたいので、規則第5条第1項の規定により届け出ます。 (※) 65万円の青色申告特別控除及び過少申告加算税の特例の適用を受けるためには、所得税又は消費税に係る特例国税関係帳簿について、規則第5条第5項に規定する要件に従って保存する必要があります。					
2 特例の適用を受けようとする特例国税関係帳簿の種類並びに備付け及び保存に代える日 (次に表示されている帳簿のほか、作成している場合にはその他の補助帳簿について記載する。)							
帳簿の種類				帳簿の種類			
根拠税法	名称等	備付け及び保存に代える日	根拠税法	名称等	備付け及び保存に代える日		
所得税法 G02	総勘定元帳	年 月 日	所得税法 G09	E04	年 月 日		
消費税法 G03		年 月 日	消費税法 G10		年 月 日		
所得税法 G04	仕訳帳	年 月 日	所得税法 G11	E05	年 月 日		
消費税法 G05		年 月 日	消費税法 G12		年 月 日		
所得税法 G06	E02	年 月 日	所得税法 G13	E06	年 月 日		
消費税法 G07		年 月 日	消費税法 G14		年 月 日		
所得税法 G07	F03	年 月 日	所得税法 G15	F07	年 月 日		



国税庁のHP

届出には65万円と記載されてますが、提出すれば令和9年分から75万円の青色特別控除が適用になります。

従業員のいる事業主は労働保険の加入が義務です

「労働保険」とは「労災保険」と「雇用保険」を合わせた総称となっています。

「労災保険」は、従業員が業務または通勤が原因で負傷した場合に対して補償される保険、「雇用保険」は従業員が失業した際に生活の安定を図るための給付等を行う保険です。

労働者を一人でも雇用している場合は、法人・個人問わず、労働保険に必ず入らなければいけません。

東京都最低賃金改定のお知らせ

令和8年10月1日から…

時給 1,226円 → 時給 1,280円

会社であっても個人商店であっても、使用者が労働者に払わなければならない賃金(給料)の最低額が法律(最低賃金法)で定められています。

【問合せ先】

東京都最低賃金について 東京労働局労働基準部賃金課 (☎ 03-3512-1614 直通)

東京働き方改革推進支援センター (☎ 0120-232-865)

活動報告



税理士による1ヵ月集中複式簿記講座

9月1日より全8回、税理士の方を講師に迎えて、複式簿記講座を開催しました。仕訳の基本から日々の帳簿のつけ方、決算までを段階的に学び、回を重ねるごとに理解を深めていただきました。実際の記帳にも役に立つ内容を交えながら、複式簿記を基礎からじっくり学ぶ講座となりました。



親子租税教室

8月4日と8月6日に小学生を対象に開催し、消費税について学んだ後、税務署を見学しました。署長や副署長との名刺交換にも挑戦し、最後は事務局に戻って学んだことを新聞などにまとめました。様々な体験を通して、楽しみながら税金について理解を深める一日となりました。



プリザーブドフラワー教室

9月11日、プリザーブドフラワー教室を開催しました！色鮮やかなバラをメインに使い、お気に入りの写真を引き立てる素敵なフォトフレーム作りに挑戦。真剣な眼差しでひとつひとつ丁寧に花を配置し、完成した華やかな作品を手にした皆様の輝く笑顔が印象的な、温かい一日となりました。



南極体験講演会

9月4日、ミサワホーム総合研究所室長で越冬隊員の福田真人氏を迎えて、南極体験講演会を開催しました。カップ麺が食品サンプルのように凍る極寒の様子や、手元も見えない強風、夜空に広がるオーロラなど、厳しい環境の中にも、観測隊ならではの楽しさや、地球の壮大な魅力が溢れているエピソードを語って頂きました。



清瀬支部主催ぶどう狩り

8月23日、清瀬支部主催でぶどう狩りを開催しました。当日は子供たちの元気な声が響き、たわわに実ったぶどうを前に農園では笑顔がいっぱいに。旬の味覚を楽しみながら、ご家族や会員同士で交流を深める、にぎやかで楽しいひと時となりました。

RENAISSANCE

運動もリフレッシュも、1日中楽しめる！

法人契約先の加入者様限定

1日まるごと体験

1,000円 (税込)

ジム・スタジオ・サウナ&スパ・プール



お申し込みはQRコードから！

毎年恒例

初詣旅行

2027年1月14日
開催決定！！

詳細は次回会報
同封のチラシにて！



相続税基礎講習会

相続税って、うちにも関係ある？

知っておきたい相続税の基本を、税理士がわかりやすく解説します。

東村山市市報にも掲載！

受講希望の方はお早めにお申し込みください!!

日時 令和8年11月9日(月) 午前10時00分より正午まで

会場 東村山青色申告会 第一会議室 参加費 無料

定員 30名(定員になり次第締め切りとなります。) 講師 税理士

申込み ☎ 042(394)4523 事務局まで



※ 車でのご来所はご遠慮ください。

専門家による 無料相談会日程

講習会・相談会は全て事前予約制です。

☎ 042-394-4523 (会場は東村山青色申告会)

ご来局の際は公共交通機関をご利用ください。そのため車でのご来局はご遠慮ください。

日本政策金融公庫

融資相談会

日付・・・10/20(火) 11/17(火)

時間・・・10:00～11:30

相談時間・・・1人 45分

弁護士による

法律相談会

日付・・・10/22(木) 11/19(木)

時間・・・9:00～11:30

相談時間・・・1人 30分

税理士による

税務相談会

日付・・・10/21(水) 11/4(水)

11/18(水)

時間・・・10:00～15:00

相談時間・・・1人 1時間

新築・リフォーム

不動産管理相談会

日付・・・10/23(金) 11/20(金)

時間・・・10:00～12:00 パナソニックホームズ

時間・・・13:00～15:00 ミサワホーム

相談時間・・・1人 1時間

※お時間により、ご相談メーカーが異なります、予約取得時にご留意ください。

IQテスト答え

Q1 50%

100人目の乗客が飛行機に乗り込んだ時、残っている座席は「1人目が座るはずだった席」か「100人目が座るはずの席」のどちらかです。

Q2 249本

200+40+8+1

Q3 1つの箱に黒いボール1個を入れる。もう1つの箱に残りのボール99個を入れる

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 おうちで今、納付できます！
- 💡 スマホ決済アプリで納付書のeL-QRを読み取るだけで納付ができます。

注意事項

- 領収証書は発行されません。
- 納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
- eL-QRのない納付書については、上記の方法で納付できません。

詳細は、東京都主税局 HP をご確認ください。

記帳指導会日程

- ★指導会受付：午前10時～午後3時30分
 ★指導会場へ直接の問合せや、車での来所はご遠慮下さい。
 ★指導会は予約制になっています。アプリ、または事務局までお電話いただき事前予約をお願いします。

※清瀬会場

日 程	会 場
11月5日(木)	東久留米市商工会 2階会議室
11月6日(金)	小平市福祉会館 第3集会室
11月9日(月)	JA 東京みらい西東京支店 2階 会議室
11月10日(火)	タクトホームこもれび GRAFARE ホール 1階 会議室
※	JA東京みらい清瀬支店 新鮮館 2階



お友達紹介キャンペーン開催!

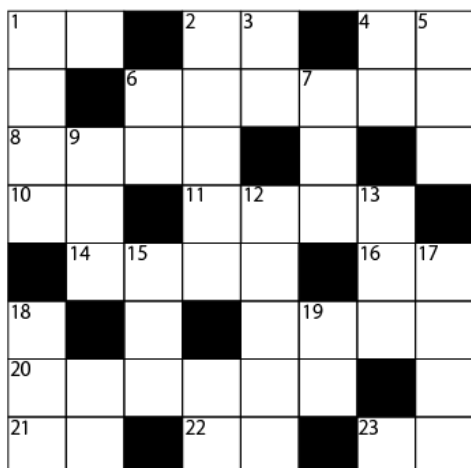
ご紹介いただいた方へ **クオカード 3,000円分** をプレゼント!

8/1 から、入会した方にも **先着 50名様** に **クオカード 500円分** をプレゼント!

ぜひ、個人事業主のお知り合いをご紹介ください! 詳しくは同封のチラシをご覧ください。

※同居家族のご紹介はプレゼント対象外です。

※準会員での入会の場合、紹介者へのプレゼントは 1,000円分となります。



- ☆☆☆ヨコのカギ☆☆☆
- 1 長雨のじめじめした季節
 - 2 物を遮った際にできるもの
 - 4 虫の侵入を防ぎ吊り下げて使う網のこと
 - 6 外交など好ましい関係の国のこと
 - 8 数字や目盛りを記した盤のこと
 - 10 声の出る体の部位
 - 11 風により海面が高くなること
 - 14 英語で1週間のこと
 - 16 お尻の似た形をした果物
 - 20 喜劇俳優のこと
 - 21 髪をすいたりする道具
 - 22 言葉を書き表すために点・線などで作った記号
 - 23 上を見ると広がっているもの

- ☆☆☆タテのカギ☆☆☆
- 1 野菜などを漬け込んだ食べ物
 - 2 客と従業員を仕切るテーブル
 - 3 酒の飲めない人
 - 4 昔のこと
 - 5 料理の香りや味変に使われるもの
 - 6 豆乳などを煮たときにできる膜のこと
 - 7 落葉樹の樹液からできた塗料
 - 9 勝手に動くこと
 - 12 料理の味を引き立てるために入れるもの
 - 13 上から押さえておくもの
 - 15 家から出て行ってしまうこと
 - 17 稲のみで包んである外皮
 - 18 自分の国に帰ること
 - 19 牛や豚の舌の肉



正解者の方には抽選で5名の方に QUO カード (3,000円分) をプレゼント!!

解答はハガキ又はアプリ内お知らせにあるバナーにて!!

① お名前 ② 会員番号 ③ ご住所 ④ 赤い枠の言葉 ⑤ 会報の感想 ⑥ 業種 ⑦ 年代 ①～⑤は必ず記載の上ご応募ください。なお、⑥～⑦は HP にて掲載させていただく場合がございます。掲載に関して問題の無い方のみ記載をして、ご応募下さいますようお願いいたします。

締切 2026年11月11日 (送信日時又は当日消印有効)

郵送宛先: 〒189-0014 東村山市本町3-8-16 「東村山青色申告会256号クイズ係」

前回より応募方法が変更になってますのでご注意ください。※送信は1回、複数送信は最新の送信を有効とさせていただきます。

当選者の発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます。

11月開催の日程確定は10月上旬。10月10日以降に、事務局又はアプリにてご確認下さい。